

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 18 日 (金) 第 295 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (※)	(財政課取扱い) 1
公 告	
○令和 4 年度技能検定 (前期) 実施公告	(雇用労政課取扱い) 1
○令和 4 年度技能検定 (随時) 実施公告	(雇用労政課取扱い) 3

規 則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 8 号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則 (平成12年鹿児島県規則第89号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 の 表 1 の 項 中 「 4 の 項 」 を 「 3 の 項 」 に 改 め , 同 表 5 の 項 中 「 35 歳 未 満 の も の 」 を 「 25 歳 未 満 の 被 保 険 者 (雇 用 保 険 法 (昭 和 49 年 法 律 第 116 号) 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る 被 保 険 者 を い い ,) に , 「 別 表 第 一 」 を 「 別 表 第 1 」 に 改 め る 。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条 第 1 項 の 表 1 の 項 の 改 正 規 定 は、公布の日から施行する。

公 告

令和 4 年度技能検定 (前期) 実施公告

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により、令和 4 年度技能検定 (前期) を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 1 級及び 2 級

造園、機械加工 (普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工 (ワイヤ放電加工に係るものに限る。)、建築板金 (内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。)、工場板金 (打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ (機械組立仕上げに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、建設機械整備、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、布はく縫製、家具製作 (家具手加工に係るものに限る。)、建具製作 (木製建具手加工に係るものに限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工 (アクリルゴム系塗膜防水工事及び

F R P 防水工事に係るものに限る。), 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事, 鋼製下地工事, ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。), 熱絶縁施工 (保温保冷工事に係るものに限る。), 表装 (壁装に係るものに限る。), 塗装 (建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾

(2) 3 級

園芸装飾, 造園, 機械加工 (普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。), 工場板金 (打出し板金に係るものに限る。), 機械検査, 電子機器組立て, 建築大工, とび, 左官, ブロック建築, 塗装 (金属塗装に係るものに限る。), 舞台機構調整及びフラワー装飾

(3) 単一等級

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカーク工事に係るものに限る。)

なお, (1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても, 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては, 技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし, 実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については, 当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

令和 4 年 6 月 7 日 (火) から同年 9 月 11 日 (日) までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(3 級) 園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 塗装 舞台機構調整 フラワー装飾	令和 4 年 7 月 10 日 (日)
(1 級及び 2 級) 造園 布はく縫製 とび 防水施工 塗装	令和 4 年 8 月 21 日 (日)
(1 級及び 2 級) 機械加工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	令和 4 年 8 月 28 日 (日)
(1 級及び 2 級) 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	令和 4 年 9 月 4 日 (日)
(単一等級) 路面標示施工	令和 4 年 9 月 4 日 (日)

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円 (学科試験の免除を受けようとする者にあつては, 納付を要しない。)

(2) 実技試験 18,200円 (3 級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの (認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3 級受験在校生」という。))にあつては, 12,100円) (実技試験の免除を受けようとする者にあつては, 納付を要しない。)

ただし, 次に掲げる者にあつては, 手数料減額 (免除) 申請書を提出することにより, 手数料の減額を受けることができる。なお, 減額後の手数料は, それぞれ次に掲げる金額とする。

ア 2 級又は 3 級の実技試験を受験する者 (イに掲げる者を除く。))であつて, 令和 4 年 4

月 1 日現在において 25 歳未満の被保険者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいい、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。） 9,200 円
イ 3 級受験在校生であって、令和 4 年 4 月 1 日現在において 25 歳未満の被保険者 3,100 円

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 年齢を確認できる書面の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

エ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は原則返還しない。）

オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあつては、手数料減額（免除）申請書

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町 9 番 14 号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

令和 4 年 4 月 4 日（月）から同月 15 日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和 4 年 4 月 15 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を 3 級は令和 4 年 8 月 26 日（金）に、1 級、2 級及び単一等級は同年 9 月 30 日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、3 級は令和 4 年 8 月 26 日（金）に、1 級、2 級及び単一等級は同年 9 月 30 日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、3 級は令和 4 年 8 月 26 日（金）に、1 級、2 級及び単一等級は同年 9 月 30 日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

1 級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2 級又は 3 級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140 円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形 2 号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）第 23 条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して 1 月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

令和 4 年度技能検定（随時）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度技能検定（随時）を次のとおり実施する。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 2級

機械加工（普通旋盤，数値制御旋盤，フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。），建築板金（内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。），めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっきに係るものに限る。），仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。），プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。），冷凍空気調和機器施工，婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。），布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。），家具製作（家具手加工に係るものに限る。），建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。），パン製造，ハム・ソーセージ・ベーコン製造，建築大工，かわらぶき，とび，左官，タイル張り，配管（建築配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。），内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事，鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。），熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。），表装（壁装に係るものに限る。），塗装（建築塗装，金属塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 3級及び基礎級

機械加工（普通旋盤，数値制御旋盤，フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。），鉄工，建築板金（内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。），めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっきに係るものに限る。），仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。），プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。），冷凍空気調和機器施工，婦人子供服製造，帆布製品製造，布はく縫製，家具製作，建具製作，印刷，プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。），パン製造，ハム・ソーセージ・ベーコン製造，水産練り製品製造，建築大工，かわらぶき，とび，左官，タイル張り，配管（建築配管及びプラント配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工，内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事，鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。），熱絶縁施工，表装，塗装（建築塗装，金属塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。）及び工業包装

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし，実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については，当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しない。）

(2) 実技試験 18,200円（実技試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しない。）

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては，免除を受けることがで

きる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

原則として、技能検定の実施期日の30日前までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）までの日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

実技試験又は学科試験の可否の結果は、鹿児島県職業能力開発協会が受検者に対して書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、2級及び3級の技能検定の合格者には技能士章が交付される。

9 その他

(1) 随時実施の2級、3級又は基礎級の技能検定については、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用されるものである。

(2) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(3) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(4) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(5) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(6) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。